

## 地域建設業WGとりまとめ骨子（案）

## I. はじめに

- ・ 地域建設業WGは、昨年12月22日の第2回建設産業政策会議において設置することが決定され、本年2月13日に第1回を開催して以降、3回にわたって会議を開催。
- ・ 本WGでは、地域建設業が、地域インフラの整備・維持管理に加え、災害時には現場の最前線で応急復旧などのいわば「公務」に従事する役割を担う「地域の守り手」とあると同時に、特に地方部においては、地域の基幹産業として経済活性化や雇用を支える「地方創生の担い手」としての役割も担っていることを踏まえ、「地域にとって無くてはならない存在である」という共通認識の下、地域建設業が今後目指すべき姿について議論を行い、その基本的役割を以下の通り整理。
  - 地域インフラの担い手
    - ・ 地域インフラの安定的な整備・維持管理を行う「地域の守り手」
    - ・ 技術力や技術者マインドを有する専門家集団として、地域社会の安全・安心を確保
  - 災害時の公務の担い手
    - ・ 災害時には、専門技術力を発揮し、人員・資機材の活用により、応急復旧を迅速に実施
    - ・ 災害現場では、行政に協力して地域の安全・安心を確保するためのいわば「公務」に従事
  - 地域経済のエンジン
    - ・ 特に地方では、建設業は地域の基幹産業であるとともに雇用の受け皿
    - ・ 専門人材やエンジニアリング技術を活用した、新技術の開発や事業の拡大
    - ・ 積極的な事業展開・雇用拡大により、地域活性化に寄与
- ・ こうした役割を果たすための施策として、具体的には、今後10年程度のタイムスパンを念頭に、①地域の建設企業の経営力の強化、②地域建設業と市町村との連携強化、③地方自治体における発注体制の補完、④地域建設業の安定的な担い手確保に資する入札契約方式、⑤将来の建設市場に対応した建設企業のあり方、の5つにテーマを分けて検討を実施。

## II. 地域の建設企業の経営力の強化

- ・ 地域の建設企業がその地域に根付き、災害対応やインフラの維持管理等を適切に行うためには、企業経営の安定化が何よりも重要な要素。
- ・ この点、建設企業の経営状況は、例えば営業利益率で見た場合、企業規模を問わず近年では改善傾向にあるものの、特に中小零細企業が大半を占める地域建設業においては、脆弱な経営基盤の下、ICTを活用した経営改革などの取組が遅れており、大企業との経営格差も拡大している状況。
- ・ 地域の建設企業の経営力の強化を図るため、取り組むべき方策の方向性として、(1)本社等における経営プロセスの改善、(2)複数の建設企業等による事業連携の促進、(3)ICTを活用した建設関連ビジネスの展開、④地域の建設企業の経営基盤（企業規模）、の4つに分けて検討を実施。

### (1) 経営プロセスの改善

- ・ 建設企業の生産性向上に関しては、「i-Construction」など、建設現場レベルでの官民一体となった取組が進められているが、これに加えて、地域の中堅・中小建設企業の経営面についても、経営の安定化や収益性の向上を目指し、業務プロセス改善に向けた取組をより一層進めていくことが重要。
- ・ このため、今後、地域建設業全体の経営力を高めていく観点から、例えば、建設企業における営業力やコスト競争力の強化、従業員の処遇改善等に関する先進的な取組事例や課題の分析を行い、情報発信を行っていくことにより、各企業の経営改善の取組を促していくべき。

### (2) 複数の建設企業等による事業連携の促進

- ・ 建設企業は受注産業という特性上、人員や資機材の過不足状況が企業ごとに異なり、安定的な経営が図られにくい環境にあるほか、その大半を中小零細企業が占めることから、個々の企業の経営努力にも一定の限界。
- ・ このため、今後、複数企業間における人材・資機材の相互融通や、地域内外の連携を通じた営業力の強化を促す観点から、建設企業間の事業連携を更に促進すべき。

### (3) ICTを活用した建設関連ビジネスの展開

- ・ 地域建設業の業態拡大等に関しては、建設企業の専門性を活かした技術開発等についてこれまでも資金・ノウハウ面での支援が行われてきたが、個々の企

業の取組に対する支援に留まっており、複数企業間での技術連携や販路開拓を促すような環境整備が十分にされてこなかった。

- ・ 今後、地域の建設企業の建設関連ビジネスへの展開や進出を促す観点から、複数企業間でのビジネスマッチング（技術連携や資金調達等）を図るための仕組み（プラットフォーム）を構築すべき。

#### (4) 地域の建設企業の経営基盤強化

- ・ 地域の建設企業の企業規模に関しては、個々の企業の経営判断を尊重すべきとの声がある一方で、将来における建設投資の見通しや担い手の状況を踏まえると、合併・再編を進めて経営基盤を強化し、企業経営の安定化・合理化を図っていくべきとの声もあるなど、幅広い見方が存在。
- ・ また、事業承継は建設業に限らず、中小企業全体として見た場合も共通の課題となっており、経営者の年齢も過去20年で大幅に高齢化していること等の実態も見受けられる状況。
- ・ 今後、地域の建設企業の将来像を考える上で、従来から行われている入札契約での合併等特例措置（総合評価での加点など）や、事業承継を促進するための税制特例措置（相続税・贈与税）などの施策も参考に、円滑な事業承継等による建設企業の経営基盤の強化策について検討すべき。

### Ⅲ. 地域建設業と市町村との連携強化

- ・ 地域建設業は、「地域の守り手」、「地方創生の担い手」としての役割を果たしているが、これまでの施策では、こうした地域の基幹産業を官民のパートナーシップの下で育てるという産業振興や地域活性化の観点が十分とは言えない状況。
- ・ 特に、市町村については、平時・災害時を問わず基礎自治体の役割を果たす上で地域建設業が必要不可欠である一方で、産業振興等の観点があまり考慮されていなかった。
- ・ 現在、市町村レベルでは、建設産業の振興等に関する計画を策定している団体はほとんど見られないところであり、こうした点も踏まえ、競争の公正性にも配慮しつつ、本来地域建設業との関わりが深い市町村が主体となり、地域建設業の振興や発展を図るための施策推進が図られるよう、制度的な位置づけや支援策について検討すべき。

### Ⅳ. 地方自治体における発注体制の補完

- ・ 地方自治体の発注体制に関しては、発注担当職員の減少や経験不足等により、主として小規模な団体における体制の脆弱化が進行しており、将来にわたり持続可能な発注体制の確保が課題となっている状況を踏まえ、体制を補完するという観点から、(1)複数の公共団体等による発注関係事務の共同化、(2)共同受注の活用、(3)発注関係事務の民間委託、の3つに分けて検討を実施。

#### (1) 複数の公共団体等による発注関係事務の共同化

- ・ 現行の地方自治法では、複数の地方自治体による事務の共同処理に関して、例えば、①各団体が出資して一部事務組合や広域連合といった「別法人」を設立し、当該法人が発注事務等の権限を代行、②地方自治体同士で事務の「委託契約」を締結し、受託団体が発注事務等の権限を代行、③「連携協約」を締結し、地方自治体間で基本的な連携方針や役割分担を定めて、効果的に発注事務等について連携などの仕組みが既に法制度化されており、地域の事情に応じた活用が広くなされているところ。
- ・ また、道路法などの個別の公物管理法においても、体制が脆弱な市町村等に代わって他の公共団体等が発注事務等を代行する仕組みが制度化されている例がある。
- ・ 今後、公共工事の発注関係事務において、複数の公共団体等による事務の共同化がより一層円滑に導入・運用されるよう、各公共団体等の先進的な取組事例を整理し、情報発信を行うとともに、具体的に入札契約や責任分担に資する実務的なガイドラインや手引きなどを策定して共同化を進めるべき。

#### (2) 共同受注の活用

- ・ 平成23年に導入された「地域維持型JV制度」については、現在、都道府県発注工事での活用事例が増えている一方で、市町村発注工事における浸透がまだ十分に図られていない状況。
- ・ こうした状況も踏まえ、共同受注のメリットと課題の双方に留意しつつ、今後の事業者の立地状況を踏まえ、特に受注体制の安定化が求められる地域においては、共同受注の活用が図られるよう、例えば、共同受注に関する発注経験のない市町村向けに手引きを作成するなど、共同受注を行いやすくなる環境整備を進めるべき。

#### (3) 発注関係事務の民間委託

##### ①民間委託が可能な範囲の整理

- ・ 会計法及び地方自治法上、公共工事に係る監督検査や施工状況の確認・評価については、専門的な知識又は技能を要する等の理由があるときは民間企

業等への外部委託が可能とされている一方、予定価格の作成や入札契約の方法の選択、契約の相手方の決定については、行政庁の予算執行権限と密接に関連することもあり、どこまで民間委託が可能かが明らかにされていない。

- ・ こうした点も踏まえ、今後、より円滑に発注関係事務の民間委託が進むよう、委託が可能な範囲や官民の適切な責任分担のあり方等について、ガイドラインの策定等により明確化すべき。

## ② CM制度の位置付け

- ・ 現行の建設業法では、基本的には、請負契約以外の契約、あるいは注文者と受注者以外のプレーヤーについては規定の射程外とされている一方で、今後、小規模な地方自治体を中心として、脆弱な発注体制を補完するCM方式（Construction Management）のニーズが一層高まっていくものと考えられる。
- ・ CM方式は、これまで制度的な位置付けがなく、利用が進まない一因にもなっていることから、今後、CMという専門的な職能に関して、求められる責務、必要な技術力・専門性、行うべき業務の範囲、発注体制の補完への貢献といった観点から、CM方式の制度的な位置付けについて検討すべき。

## V. 地域建設業の安定的な担い手確保に資する入札契約方式

- ・ 地域の安全・安心を確保する上で重要な災害対応や地域インフラの維持管理に関しては、地方圏の中山間地域など、現時点においても通常の工事等を担う建設企業を十分に確保することが困難な地域が多く存在しており、将来の人口減少を考慮した場合、こうした地域は今後更に増加していくものと考えられる。
- ・ 今後、海外の制度も参考にしながら、地域インフラの維持管理が適切に行われるよう、地域建設業における担い手の安定的な確保に資する新たな入札契約方式について検討すべき。

## VI. 将来の建設市場に対応した建設企業のあり方

- ・ 多くの地域では、建設企業が新設工事の請負によって経営を成り立たせてきたが、今後新設工事が減少すれば、経営を成り立たせることができず、結果として地域インフラの維持管理にも支障を来すおそれもある。
- ・ 今後、特に地方でインフラの維持修繕工事の重要性が増す中、これまで形成されてきた業態や取引慣行に留意しつつ、地域における建設市場の動向や建設企業の立地分布に鑑み、「維持管理」を中心に営む建設企業のあり方や方向性について検討すべき。

## **Ⅶ. 今後の進め方**

- ・ 本WGのとりまとめを踏まえた検討に当たっては、地域建設業を取り巻く現状や課題、関係者の合意形成、制度改正への対応に要する時間等を考慮し、直ちに対応すべきものと中長期に対応すべきものを分けるなど、時間軸を意識して進めることが必要。
- ・ また、制度改正等の手段については、法令の改正や指針等の見直しなど様々なレベルがあり、具体的な施策の内容に応じて、どのような手段で施策を実現するのかについても検討が必要。